○沖縄総合事務局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　　沖縄総合事務局長　小八木大成

路線名	供用開始の区間
三百二十九号	沖縄県中頭郡北中城村字渡口渡口原一〇二番から同村字渡口前原四七五番一まで

供用開始の期日　令和八年十一月九日

縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日　　九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	十号及び二百十三号
(三) 占用を制限する区域	区域	備考
	宇佐市大字南字佐字伏田七五六番四から同市大字南字佐字伏田七五七番一まで	
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年十一月九日	
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所	

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月９日　　国土交通大臣　井林　辰憲

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影 摘要
数値空中写真	12cm	令和７年	ＣＨＯ―2025―3	留辺藥	デジタル 357枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2025―9	八幡平	〃 482枚
〃	〃	〃	ＣＣＧ―2025―4	柱島	〃 97枚
〃	〃	令和８年	ＣＳＩ―2025―7	中島	〃 219枚
〃	〃	〃	ＣＳＩ―2025―8	青島	〃 9枚
〃	〃	〃	ＣＯＫ―2025―2	波照間島	〃 77枚

備考　空中写真の刊行日　令和８年11月10日

